

内川目コミュニティ会議通信

令和4年4月15日発行 第176号

内川目コミュニティ会議事務局

内川目振興センター事務室内

〒028-3201花巻市大迫町内川目36-85

☎電話(FAX兼) 48-5301

令和4年度

内川目コミュニティ会議通常総会及び 防犯協会内川目支部通常総会

新型コロナウイルス感染拡大により、令和4年度通常総会は書面議決となりました。

次号にて、集約結果等お知らせいたします。

内川目地区行政区長紹介

4月8日(金)花巻市長より行政区長委嘱状交付式が行われました。

☆第1行政区長 佐々木 一広 氏

☆第2行政区長 吉田 光夫 氏

☆中央行政区長 藤原 宏康 氏

☆折壁行政区長 伊藤 武智雄 氏

☆大又行政区長 藤原 安夫 氏

☆小又行政区長 佐々木 賢一 氏

任期は令和4年度から令和5年度となります。

内川目振興センター及び大迫労働安全衛生推進施設の利用制限について

4月8日より花巻市はレベル3となり、公共施設の利用制限が変更となりました。

	内川目振興センター	大迫労働安全衛生推進施設
開館日	・平日昼間のみ (土日祝日、夜間は利用できません)	・制限なし(土日祝日、夜間利用可)
開館・利用時間	・開館時間→9時から17時 ・利用時間→2時間以内	・開館時間→9時から21時 ・利用時間→制限なし
調理・飲食	・飲食、調理不可	・水分補給、弁当のみ可
その他	原則、花巻市民・市内の団体のみ利用可	

たき火や枯草焼きに注意を！！

春を迎え、野外焼却から燃え広がる火災が毎年発生しています。

ちょっと目を離した際に周囲の建物や山林などに燃え広がり、大きな被害となりますので、野焼きをするときは次のことに注意しましょう。

作業を始める前に

- ◇空気が乾燥している日、風の強い日には行わない。
- ◇水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- ◇緊急に備えて消防への連絡体制を確保する。

作業をしているとき

- ◇火が消えるまでその場を離れない。
- ◇火の粉が飛ばないように少しずつ燃やす。
- ◇日の出から日没までに終わらせる。

作業が終わったあと

- ◇火種が残っていないか確認する。
- ◇周囲に燃え広がっていないか確認する。

ごみの焼却は法律で禁止されています。また、落ち葉の焼却など軽微な焼却であっても、近所の方に煙やにおいで迷惑をかける原因となることがありますので気をつけましょう。

